平成２３年（フ）第２７４号
群馬県前橋市青柳町563番地２　クレール青柳103号
債務者　武井　克仁
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５号
群馬県高崎市倉賀野町2344番地１　エバーグリーン弐番館601号
債務者　岡田　真理（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０６号
群馬県高崎市吉井町多比良4028番地２
債務者　有賀　光治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１２号
群馬県藤岡市小林1015番地３
債務者　井上勇三郎
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１３号
群馬県藤岡市小林1015番地３
債務者　井上　茂子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６５２号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番２棟108号
債務者　佐藤　三枝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１９号
千葉県船橋市南三咲３丁目12番５号　グリーンハイツ滝202号
債務者　木之内恵美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
相模原市中央区小山１丁目11番９号　ガーデンオオツ203
債務者　村石　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４７号
相模原市南区松が枝町23番３―504号
債務者　大久保美奈
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４８号
相模原市南区松が枝町23番３―504号
債務者　大久保憲子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６９号
相模原市南区鵜野森２丁目28番17号　ハイツ鹿島の森111
債務者　堀川　義治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７０号
相模原市南区当麻794番地５　メープル関山VI201
債務者　多田　康矩
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７１号
相模原市南区当麻794番地５　メープル関山VI201
債務者　多田　共弥
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７３号
相模原市中央区小山２丁目８番32号　キャッスル103
債務者　比嘉　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２７９号
相模原市中央区すすきの町25番７号
債務者　田部井佐恵子（旧姓角舘）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８０号
相模原市中央区清新３丁目６番５号　ＫＹヴィラ相模原209号室
債務者　木山　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８２号
相模原市南区東林間４丁目６番８号　サンハイム大島102
債務者　堂　　賴基
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部